

2025年1月6日

輸出管理条例等に基づく、米国向け両用品目に対する輸出管理強化

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

中国商務部は2024年12月3日、一部の両用品目（*注1）を対象とした対米輸出管理強化を決定する公告（商務部公告2024年第46号、*注2）を発表しました。同公告では、「中華人民共和国輸出管理法」などの法律に基づき、一部の両用品目を対象とした対米輸出管理強化を決定しています。同公告は即日発効されました。

今回の措置の目的は、条例などに基づき「国家安全保障及び国益を保護し、不拡散等の国際的義務を履行するために米国向けの輸出管理を強化する」とされています。

1. 概要

輸出管理条例等に基づき、以下のように品目毎に規制内容が異なる形となっています。

- 1) 米国の軍事ユーザー向け又は軍事用途の両用品目（*注3）の輸出を禁止する。
- 2) 両用品目のうち、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連の両用品目の米国向けの輸出は原則として許可しない。
黒鉛両用品目の米国向けの輸出についてはより厳格なエンドユーザー及び用途審査を実施する。
- 3) 中国から米国向けの輸出に限らず、輸出管理条例に基づく再輸出規制のうち中国原産品規制が適用され、中国原産品を第三国から米国向けに輸出する場合にも規制対象となっており、これに違反した場合には、いかなる国又は地域のいかなる組織又は個人も法的責任を負う。

2. 日本への影響

中国から日本への製品輸出に関する公式声明は出ておらず、また、弊社が購入した関連製品は米国市場に輸出されておらず、今のところ影響はありません。

近年、アンチモンおよびその関連化合物の日本への輸出が増加しており、輸出手続きはより厳格化されています。

今後の状況を注視し日本市場に関する情報があれば最新情報をお知らせいたしますので、よろしくお願い致します。

*注1：民間と軍事の両方の用途で使用できる貨物や技術、サービスなどを指します

*注2：関連両用品目のアメリカに対する輸出管理強化に関する公告

*注3：対象品目は、商務部など3部門が2024年11月15日に公布し、2024年11月25日にメール配信しました、中国環境情報「両用品目輸出管理リスト」を参照

以上